

令和 8 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(法務省民事局民事第二課)

項 目 名	令和 6 年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題への対応のための登記に係る登録免許税の特例措置の新設											
税 目	登録免許税											
要 望 の 内 容	<p><b>【要望の内容】</b> 令和 6 年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題への対応として、石川県の一部の地域において実施される地籍再調査の調査地域内の土地について、地籍再調査の結果を踏まえて土地所有者から申請される所有権の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置を新設する。</p> <p><b>【関係条文】</b> 登録免許税法（昭和 4 2 年法律第 3 5 号）第 9 条 別表第 1</p> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">-</td> <td style="width: 30%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td style="text-align: center;">( - )</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">( - )</td> <td>百万円</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	-	百万円	(制度自体の減収額)	( - )	百万円	(改正増減収額)	( - )	百万円
平年度の減収見込額	-	百万円										
(制度自体の減収額)	( - )	百万円										
(改正増減収額)	( - )	百万円										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 令和 6 年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題が生じている石川県の一部の地域において、当該問題への対応として土地所有者から申請される所要の登記に係る負担を軽減することで、当該問題への対応の円滑化を図り、ひいては被災地の復旧・復興に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和 6 年能登半島地震の影響により、石川県において液状化現象に伴う側方流動が大規模に発生した。側方流動が発生した地域では、公法上の境界（筆界）と実際の土地の現況との間にずれが生じているため、被災地の復旧・復興に当たり、この状況を早急に解消する必要がある。</li> <li>2 側方流動に起因する土地境界問題への対応については、令和 7 年 5 月に、国（国土交通省及び法務省）、石川県、被災市町及び専門家等で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、具体的な対応等について検討を進め、被災市町においては、令和 7 年度以降、まずは境界のずれがどの程度あるかを把握するための地籍再調査を実施し、地籍再調査の結果を踏まえ境界のずれの大きさや規模に応じて、適切な対応を実施していくこととしている。</li> <li>3 境界のずれを解消する方法として、ずれが生じている部分の土地の分筆の登記をした上で、関係当事者間の合意に基づいて当該部分の所有権の移転の登記をする方法がある。ずれが生じている部分の土地の分筆の登記については、土地所有者の申請により行う方法のほか、前記 2 の地籍再調査の成果に基づいて登記官が職権で行う方法があるものの、いずれの場合においても、分筆後の所有権の移転の登記については、土地所有者が申請する必要があるため、土地所有者に一定の負担が生ずる。また、抵当権等の所有権以外の権利に関する登記がある場合には、それらについても所有権に合わせて抹消・設定等する必要があり、その登記についても土地所有者等が申請する必要があるため、同様に一定の負担が生ずる。</li> <li>4 側方流動に起因する土地境界問題への対応を円滑に進めるため、前記 3 の土地所有者等の負担の軽減を図る必要がある。また、地籍再調査の実施には土地所有者の理解と協力が不可欠であるため、地籍再調査後の対応に係る土地所有者等の負担を軽減することは、地籍再調査を円滑に進める上でも有効に働くものである。</li> <li>5 以上を踏まえ、令和 6 年能登半島地震による側方流動に起因する土地境界問題への対応として、石川県の一部の地域において実施される地籍再調査の調査地域内の土地について、地籍再調査の結果を踏まえて土地所有者から申請される所有権の移転の登記等に係る登録免許税の免除措置を新設する必要がある。</li> </ol>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	